

市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項

＜必須記載事項＞

	市町村事業計画の記載事項	調査・審議する部会		
1	教育・保育提供区域の設定	幼児教育・保育部会		
2	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み (2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ※ 認可に係る需給調整の考え方	幼児教育・保育部会		
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	利用者支援に関する事業	幼児教育・保育部会	
		時間外保育事業		
		一時預かり事業		
		病児保育事業	放課後児童健全育成事業	放課後児童部会
		養育支援訪問事業	子育て短期支援事業	要保護児童対策・虐待防止部会
		地域子育て支援拠点事業	子育て援助活動支援事業	社会環境づくり部会
		乳児家庭全戸訪問事業	妊婦健診	母子保健・思春期保健部会
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	幼児教育・保育部会		

＜任意記載事項＞

	市町村事業計画の記載事項	調査・審議する部会	
1	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	幼児教育・保育部会	
2	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、都道府県が行う施策との連携	児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策・虐待防止部会
		社会的養護体制の充実	要保護児童対策・虐待防止部会
		母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭部会
3	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実	要保護児童対策・虐待防止部会
		社会環境づくり部会	

